

# 令和6年度東根市住民税非課税世帯等に対する重点支援臨時給付金申請書（請求書）

## 【追加児童分】

支給市区町村（※R6.12.13時点の居住地）
東根市長 あて



2ページ目（ウラ面）の【誓約・同意事項】をすべて確認し、チェックしました。  
すべてに内容に誓約・同意の上、申請します。

### 1 申請・請求者（世帯主）

(ふりがな) 氏名	生年月日	現住所
	大正・昭和・平成 年 月 日	電話番号 - -

### 2 追加児童の状況（平成18年4月2日以降生まれ）

	(ふりがな) 氏名	生年月日		(ふりがな) 氏名	生年月日
	1			令和 年 月 日	3
2		令和 年 月 日	4		令和 年 月 日

※給付金額は、児童1人あたり2万円です。

※上記欄には、以下の児童を記載してください。

- ① 令和6年12月14日以降に生まれた新生児
- ② 申請者と別世帯（学生寮等）だが、申請者が扶養している児童

※上記②の場合は、別途「申立書」が必要です。該当する場合は、申立書の様式（書類）をお送りしますので、事前に市役所 福祉課 福祉相談係（Tel42-1111(内線2145)）にご連絡ください。

### 3 振込（受取）口座

※原則、1の申請・請求者名義の口座を記載してください。

金融機関名	支店名	分類	口座番号（右づめ）	口座名義人(カタカナ) ※通帳の表記に合わせてください
銀行 農協 信組 金庫	本・支店 本・支所 出張所	1 普通 2 当座		
金融機関番号	店番号			

※ゆうちょ銀行の場合は「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。

※すでに申請した給付金（3万円）と同じ口座にする場合も、お手数ですが、口座情報の記入をお願いします。

※すでに申請した給付金（3万円）と異なる口座にする場合は、添付書類が必要です（6参照）。

(ウラ面に続く)

**4 【誓約・同意事項】** ※すべての項目を確認し、 にチェック (✓) してください。

以下のすべての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

- ① 申請・請求者（世帯主）と追加児童は、生計を一にしており、生計を別にしていない児童は含まれません。
- ② 追加児童に関しては、すでに他の自治体で同じ給付金の支給を受けていません。
- ③ 令和6年度東根市住民税非課税世帯等に対する重点支援臨時給付金（以下「給付金」という。）の支給要件の該当性等の審査等をするため、市が必要な住民基本台帳情報等の確認を行うことに同意します。
- ④ この申請書は、市において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
- ⑤ 市が支給決定をした後、申請書（請求書）の不備による振込不能等の事由により支払いが完了せず、かつ、令和7年7月31日までに、市が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、給付金が支給されないことに同意します。
- ⑥ 給付金の支給後、この申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や、支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還します。

**5 代理人が手続きする場合**

代理人が申請・受給する場合は、以下に記入してください。

(ふりがな) 代理人氏名	世帯主 (申請者) との関係	代理人 生年月日	代理人住所
		大正・昭和・平成  年 月 日	日中連絡可能な電話番号 - -
上記の者を代理人と認め、令和6年度東根市住民税非課税世帯等に対する重点支援臨時給付金の申請・受給を委任します。		世帯主 (委任者)	署名（又は記名押印）  印

※基準日に申請者と同一の世帯に属する者等が、代理人として申請・受給が可能です。

**6 提出書類**

- 令和6年度東根市住民税非課税世帯等に対する重点支援臨時給付金申請書（請求書）【追加児童分】（本書）  
※ 必要事項をご記入ください。
- 『申請・請求者の本人確認書類の写し（コピー）』  
※ 振込（受取）口座を、すでに申請した給付金（3万円）と同じ口座にする場合は、提出不要です（代理人の場合は必要）。マイナンバーカード（オモテ面）、運転免許証、健康保険証、年金手帳、介護保険証、パスポートなど。
- 『振込（受取）口座を確認できる書類の写し（コピー）』  
※ 振込（受取）口座について、すでに申請した給付金（3万円）と同じ口座にする場合は、提出不要です。  
※ 通帳やキャッシュカードなど（金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分）。
- 『代理人の本人確認書類の写し（コピー）』  
※ 代理人に委任しない場合は、提出不要です。マイナンバーカード（オモテ面）、運転免許証、健康保険証、年金手帳、介護保険証、パスポートなど。
- 『申立書』  
※ 別世帯（学生寮等）だが申請者が扶養している児童の場合は、市が指定する「申立書」が必要です。  
該当する場合は、申立書の様式（書類）をお送りしますので、事前に市役所 福祉課 福祉相談係（TEL42-1111(内線2145)）にご連絡ください。
- 『その他』  
※ 配偶者等からの暴力を理由に住所を移せない人が申請する場合など、特段の事情がある場合は、別途書類が必要ですので、市役所 福祉課 福祉相談係（TEL42-1111(内線2145)）にお問い合わせください。

本申立ての内容に相違ありません。

令和7年

月

日

申請者氏名